

# 「住民票の写し」についてご確認ください。

安全運転管理者等選任届出書、及び安全運転管理者資格認定申請書に添付していただく「住民票の写し」については、下記のことにご注意、ご承知いただき提出して下さい。

## 1 「住民票の写し」の取得（交付申請）では

- **届出日の前3か月以内に発行されたものであることが必要です。**

「住民票の写し」は、届出書及び認定申請書を提出していただく日の前、3か月以内に発行されたものでなければなりません。3か月を経過している場合は「住民票の写し」を再取得してから届出書、認定申請書を提出していただきます。

- **安全運転管理者に選任される方の住民票抄本（世帯の一部の人）をお取り下さい。**

住民票謄本（世帯全員）を取得された場合は、ご家族の方（世帯全員）も提出していただくことになります。

- **個人番号（マイナンバー）の記載省略した「住民票の写し」をお取り下さい。**

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（平成25年法律第27号）において、個人番号の収集に制限があり、安全運転管理者等選任届、安全運転管理者資格認定申請には**個人番号を記載省略**した「住民票の写し」を添付していただきます。

個人番号が記載された「住民票の写し」については、個人番号部分のマスキング（マジックペン等での塗りつぶし）措置が必要になりますので、あらかじめご了承下さい。

- **本籍・世帯主の記載省略した「住民票の写し」をお取り下さい。**

安全運転管理者等選任届出、及び安全運転管理者資格認定申請では本籍・世帯主の記載は不要です。記載されていてもそのまま届出及び申請を受理させていただきますが、マスキングの措置はいたしません。

## 2 安全運転管理者等選任届出書、安全運転管理者資格認定申請書の提出では

- **「住民票の写し」のコピーの添付は不可です。**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に、「自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しの交付を請求できる」と規定されており、請求により住民基本台帳から直接印字し交付されたものが「住民票の写し」であることから、コピーしたものは「住民票の写し」ではありません。

- **「住民票の写し」は、市町村等で交付されたままの状態<sup>とうほん</sup>で書類に添付し窓口に提出して下さい。**

ホッチキス留めしてある住民票謄本はホッチキスを外さないで下さい。世帯全員分が揃っていないと「住民票の写し」とは認められません。また、コンビニエンスストア等で取得された住民票謄本はホッチキス留めしてありませんが、世帯全員分を提出していただきます。